

平成31年度 住宅改造費助成事業(一般型)

高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、高齢者に対応した既存住宅の改造に要する経費を助成します。

◆助成を受けるには

- ・ 工事着工前に介護保険課窓口に住宅改造費助成申請書を提出してください。
申請前に、住宅改造工事に着手している場合、助成の対象になりません。また、契約は助成決定通知書を確認後に行ってください。
- ・ 建築基準法が改正された昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、原則、耐震診断(簡易耐震診断を含む)の受診が必要です。耐震診断に関しては、加古川市ホームページをご覧ください。か、加古川市住宅政策課(079-427-9263)までお問い合わせください。

◆助成を受けられるのは

改造を施工される住居に居住している方それぞれの前年の所得金額が600万円以下で、65歳以上の高齢者のいる世帯。

- ※ 世帯員のうち、1人でも上記の所得要件を満たしていない場合は助成対象になりません。
- ※ 改造を施工される住居に居住している方を税扶養の対象としている方も同一世帯とみなします。
- ※ 平成31年6月30日までに申請された場合は前々年中の所得等で判断します。
- ※ 住宅改造費助成事業の申請は1軒の家に対して原則1回限りになります。一般型、特別型に関わらず再度申請することはできませんので、工事内容をよくご検討ください。

◆申請者について

住宅改造助成事業の申請者は生計中心者又は住宅所有者となります。生計中心者とは、対象者の属する世帯のなかで、最も所得の多い方です。

◆助成の対象となる工事について

- ・ 平成31年12月2日までに申請、平成31年12月25日までに完了届を提出できる工事(平成31年12月25日までに完了届の提出がない場合は、助成決定を取消する場合があります。)
- ・ 助成の対象となるのは、別表(5・6頁)に定める工事で、かつ以下のどちらかの工事を行う必要があります。
 - ① 改造箇所のうち、2箇所(浴室、便所、玄関等)以上の手すりの取り付け
 - ② 浴室(洗面所を含む。)、便所、居室(対象者用に限る。)及びそれらを結ぶ経路の段差解消
- ※ ①、②の工事がすでに実施されている場合は、要件となる工事を実施済みとみなします。この場合、実施済みとわかる書類(写真・図面等)を事前申請時に添付してください。
- ・ 新築や改築の工事は助成対象になりません。

◆助成の金額について

助成の対象となる工事に要した費用(助成対象経費)に応じた定額助成となります。

助成対象経費(※1)	助成額
7.5万円以上 15万円未満	4万円
15万円以上 30万円未満	7.5万円
30万円以上 60万円未満	15万円
60万円以上 90万円未満	25万円
90万円以上	30万円

(※1)各改造箇所を対象となる工事費及び合計額の限度額があります。

浴室・洗面所	40万円	便所	30万円
玄関	20万円	廊下・階段	10万円
居室	10万円	台所	10万円

例:浴室80万円、便所25万円、居室35万円の工事を行った場合

浴室80万円	+	便所25万円	+	居室35万円	
↓		↓		↓	
浴室40万円	+	便所25万円	+	居室10万円	= 75万円
(限度額)		(限度額)		(限度額)	(助成対象経費)
60万円以上90万円未満の区分に該当することから、					
助成額は 25万円 となります。					

◆助成金の支払について

償還払い

工事後、一旦工事費用全額を施工業者に支払ってください。完了届の受理後に助成金を交付します。

受領委任払い

工事後、工事費用全額から助成金額を差し引いた残額を施工業者に支払ってください。完了届の受理後に助成金を工事業者に交付します。

《受領委任払いについて》

助成金の受取を施工業者に委任する代わりに、工事後の支払額を総工事費から助成金額を差し引いた残額だけにする支払方式で、支払い時の一時的な負担が軽減されます。ただし、介護保険課に登録している施工業者でしか受領委任払いは選択できませんのでご注意ください。また、支払方法を受領委任払方式にする場合は、必ず申請時に「住宅改造費助成金受領委任払届出書」を提出してください。

◆申請に必要な書類について

【工事前】

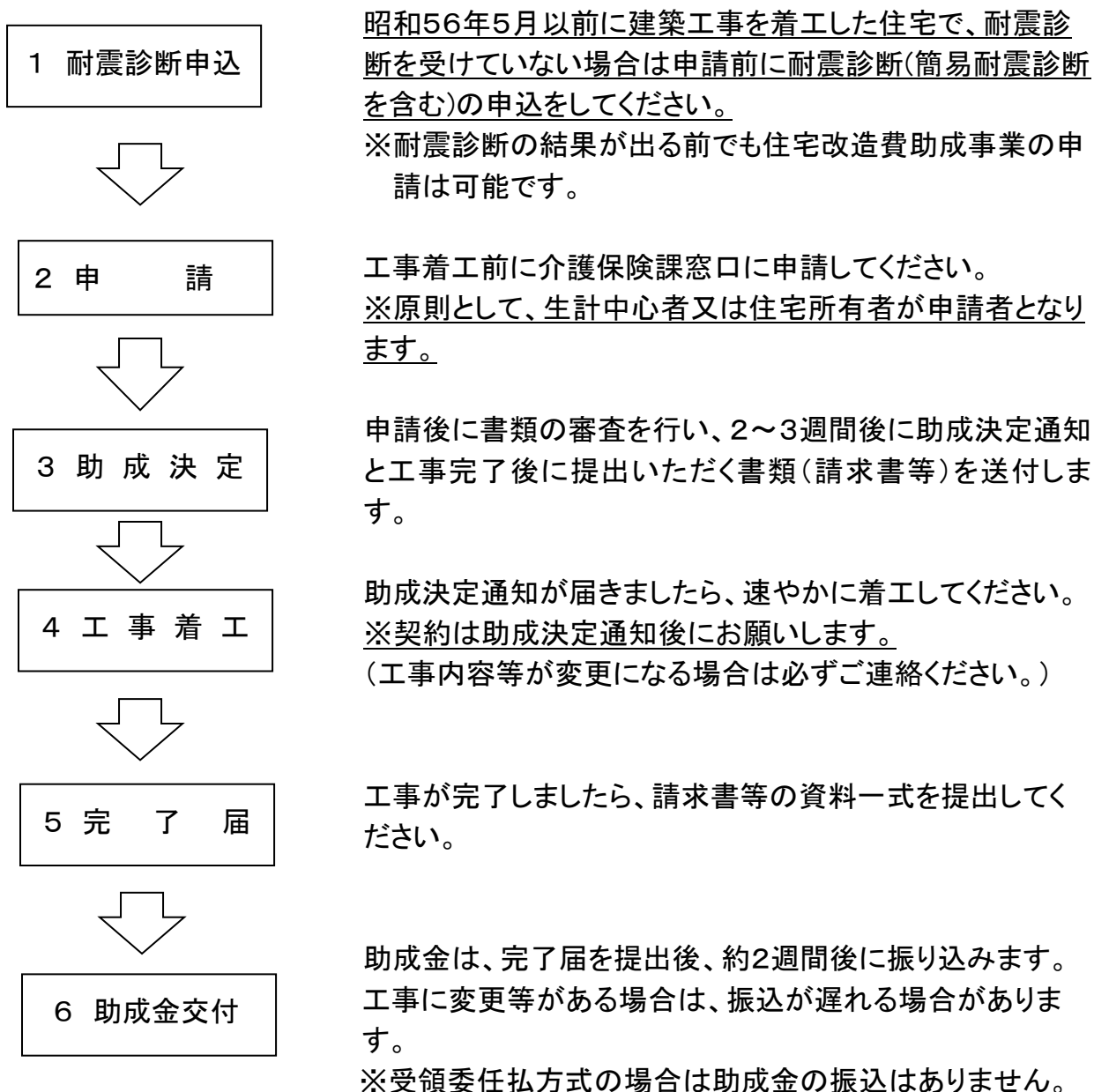
※注意※ ・ 契約は助成決定通知書確認後にお願いします。
 ・ 写真、見積書、図面の工事項目ごとに共通の番号を振ってください。

- ① 住宅改造費助成申請書(一般型)
- ② 助成対象工事チェックリスト
- ③ 工事費見積書(工事箇所ごと)
- ④ 工事図面(施工前、施工後)
- ⑤ 工事予定箇所の写真(日付入りの写真であること)
- ⑥ 市県民税所得課税証明書
(同居されている方の中で平成31年1月2日以後に加古川市に転入された方の分のみ提出してください。)
- ⑦ 住宅改造費助成金受領委任払届出書
(介護保険課に受領委任払いの口座登録をしている業者で施工する場合に、支払方法を受領委任払方式にする方のみ提出してください。)
- ⑧ 耐震診断に関する必要書類
- ⑨ その他必要書類(ユニットバスの仕様書 など)

【工事後】

- ① 住宅改造費助成事業助成金請求書
 - ② 住宅改造費助成事業工事完了届
 - ③ 委任状(必要な場合)
 - ④ 領収書
 - ⑤ 工事費請求内訳書
 - ⑥ 工事後の写真(日付入りの写真であること)
 - ⑦ 契約書の写し
 - ⑧ 耐震診断報告書(耐震診断の受診をされた場合)
- ※①、②、③については助成決定時に送付します。

◆助成金交付までの流れ



《悪徳リフォーム業者にご注意ください》

- 見積書は2社以上の見積りを取ることをおすすめします。
- 見積書が一式金額のみ記載されているような場合は、「一個いくらを何を何個取りつけるのか」「1㎡何円の工事を何㎡行うのか」「どこのメーカーの型式何番の器具を取りつけるのか」が詳細に書かれた見積内訳明細書を必ず作成してもらってください。その内容、金額に納得したら契約してください。
- 必要のない工事は、はっきりと断るようにしましょう。

住宅改造・一般型に係る助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	助成対象 限度額
浴室 洗面所	浴室出入口の段差解消 (1) 浴室床面のかさ上げ (2) すのこの設置 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 中折り戸・引き戸への取替え 手すりの取付け 浴室へのシャワーの取付け サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え 浴槽の取替え 浴室への介助用電動吊具の取付け（移動式を除く。） カウンター型洗面台への取替え ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え 非常用ブザーの取付け 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 段差解消のための洗面所の床の張り替え 段差解消のためのすりつけ板の取付け 段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	400,000 円
便 所	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 段差解消のための床の張り替え 段差解消のためのすりつけ板の取付け 引き戸への取替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 手すりの取付け レバーハンドル錠等への取替え 和便器の洋便器への取替え・洋便器の設置（既存の洋便器の取替えは除く。） 人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け 暖房便座用電源コンセントの設置 非常用ブザーの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	300,000 円
玄 関	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 上がりがまちの段差解消のための式台の設置 上がりがまちの足元灯の設置 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化又は階段昇降機の取付け） 玄関から道路までの通路への足元灯の設置 手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。） レバーハンドル錠等への取替え 濡れても滑らない材料への取替え 開き戸式の場合のドアクローザーの設置	200,000 円

	人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	
廊下 階段	階段部への滑り止めの取付け 階段の蹴込み板の取付け 階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。） 足元灯の設置 三路スイッチの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手すりの取付け 段差解消のための廊下の床の張り替え 段差解消のためのすりつけ板の取付け その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	100,000 円
居室	出入口の段差解消 段差解消のための床の張り替え 段差解消のためのすりつけ板の取付け 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 畳からフローリングへの床の張り替え 手すりの取付け 冷暖房用スリーブの設置 冷暖房用電源コンセントの設置 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	100,000 円
台所	段差解消のための床の張り替え 段差解消のためのすりつけ板の取付け 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 手すりの取付け 流し台の改造 レバー式水栓等への取替え（混合式も可） レバーハンドル錠等への取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え その他居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給対象となるもの	100,000 円

(注) 上記改造箇所のうち原則として2箇所以上の手すりの設置又は浴室（洗面所を含む。）、便所、居室（対象者用に限る。）及びそれらを結ぶ経路の段差解消の要件を満たす改造工事を行う場合に適用する。助成対象経費は、各改造箇所について上記の助成対象限度額の範囲内とする。

工事業者のみなさまへ
申請前に必ずお読みください。

(平成31年度)

住宅改造(一般型)での注意点

原則、申請後の工事内容の変更は認められません。申請は、工事内容や金額を確定してから行ってください。やむをえず工事内容が変更となる場合は、必ず事前にご相談ください。

《写真作成時の注意点》

- ・黒板に書いて撮影するなど、必ず日付入りの写真を提出してください。
- ・浴槽取り替え、開口幅確保等の高さ又は幅に条件がある工事の現場写真については、メジャーをあてるなど、必ず施工前後の高さまたは幅がわかるように撮影してください。
- ・目印となるものが入るように撮影し、手すり等の取り付け位置がわかるようにしてください。
手すり等の取り付け位置のみをアップで撮影されると、箇所の特定ができず再提出をお願いすることがあります。

《見積書作成時の注意点》

- ・見積書は申請者の名前で作成してください。
- ・見積書は以下のように記載してください。
 - ① 工事箇所毎(浴室・洗面所、便所、玄関、居室、廊下・階段、台所、その他)に分ける。
 - ② 工事箇所毎にさらに各工事毎(手すりの取付、床の嵩上げ、便器の取替等)に部材費、大工手間、解体撤去費、給排水工事費、諸経費等を分ける。
※天井・壁等の対象外工事についても分けて記載してください。
※全体の工事に対して一式の金額では助成金の算出ができませんのでご注意ください。

浴室・洗面所

○ユニットバスへの取り替え

以下の条件をすべて満たす商品への取り替えの場合は対象となる。(ユニット一式経費のうち一部)

- ① 出入口がグレーチング等により段差解消されていること
- ② 出入口が65cm以上確保されていること
- ③ 浴槽出入りのための手すりが設置されていること

※①、②は施工前後の変化がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。

○浴室の開口幅

出入口の有効幅員を65cm以上確保した場合は対象となります。よって既に出入口の有効幅員が65cm以上ある場合は対象になりません。

※施工前後の有効幅員がわかるようにメジャー等をあてて撮影してください。

トイレ**○便器**

和式便器から洋式便器への取り替えのみ対象とし、洋式便器から洋式便器への取り替えは対象となりません。

玄関**○式台**

ボルト等で固定する場合のみ対象となります。
※工事完了後、固定したことがわかるように撮影してください。

台所**○キッチンの取り替え**

車いす対応のキッチンに取り替える場合は対象となります。ガスコンロからIHコンロへの取り替えは器具の取り替えになるため対象になりません。

その他**○配管工事**

助成対象工事を行う上で必要な場合のみ対象となります(屋内部分のみ)。

○大工手間

助成対象工事と助成対象外工事がある場合は、助成対象工事部分のみ対象となります。

○天井、壁工事

天井は対象になりません。壁については、手すり取り付け時の補強・開口幅確保の場合などは対象になります。

.....
: <問い合わせ先>

: 加古川市 介護保険課 管理係

: 【電話 079 - 427 - 9123】

: 【FAX 079 - 424 - 1322】
: